

変更理由書

(発注担当課：道路河川課)

- 1 工 事 名 : R6 西宮下中妻線 歩道築造工事
- 2 工事場所 : 上尾市富士見一丁目地内外
- 3 工 種 : 土木一式
(建設業法上の29分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和 6 年 9 月 1 8 日から 令和 7 年 8 月 2 9 日まで	令和 6 年 9 月 1 8 日から 令和 7 年 9 月 1 9 日まで
契 約 金 額 (税 込)	6 3 , 0 5 9 , 7 0 0 円	6 8 , 3 1 9 , 9 0 0 円
工 事 概 要	排水工 歩車道境界ブロック (一般部両面C型) 189m (乗入れ部) 99m (切下部すりつけ) 9箇所 (乗入部すりつけ) 43箇所 街渠型側溝 332m 街渠工 境石工 (一般部) 469m (乗入部) 210m 植栽桧 14箇所 道路鋸 123箇所 舗装工 歩道一般部舗装 1280㎡ 乗入部舗装 614㎡	排水工 歩車道境界ブロック (一般部両面C型) 233m (乗入れ部) 96m (切下部すりつけ) 8箇所 (乗入部すりつけ) 41箇所 街渠型側溝 331m 街渠工 境石工 (一般部) 448m (乗入部) 202m 植栽桧 12箇所 道路鋸 110箇所 舗装工 歩道一般部舗装 1220㎡ 乗入部舗装 587㎡ 新規 摺り付け工 土間コンクリート 49㎡ アスファルト舗装 45㎡ 柵板設置 51m 新規 照明灯基礎 9箇所

5 変更理由

・競合する「R6 西宮下中妻線道路照明灯設置工事」において、埋設物の影響により照明灯基礎の構造を鋼製基礎から浅型のコンクリート基礎（□1500×1500×450）に変更する必要が生じたが、受注者が電気業者であり施工が困難であることから、歩道整備との一体性を鑑み、本工事にて照明灯基礎 9 箇所を追加する。 ・西側の街渠側溝整備済み箇所において、電線共同溝の地上機器設置に伴い歩車道境界ブロックの設置未了箇所が 1 3 箇所あったため追加する。 ・歩道の整備に伴い、隣接する宅地に段差が生じることから、9 箇所について摺り付け及び土留めを追加する。 ・隣接する 1 宅地について、権利者との協議が整わなかったことから、約 1 8 m の歩道築造を減とする。 ・土留め設置の他、一部出来栄え等に不備があることから、是正に必要な期間として 2 1 日間の工期の延長を行う。
